

第4回千駄木小学校等改築基本構想検討委員会

会議録

日時	令和4年12月23日(金) 18:30~20:20		場所	文京区立千駄木小学校 体育館
委員 事務局	<p><委員> (出席)</p> <p>委員長 八木 茂</p> <p>副委員長 木村 健</p> <p>委員 蕨 英和</p> <p>委員 大井 明彦</p> <p>委員 長沼 阿希代</p> <p>委員 武井 彩子</p> <p>委員 藤井 隆弘</p> <p>委員 沖元 享正</p> <p>委員 中村 啓</p> <p>委員 舟橋 菊男</p> <p>委員 松本 正</p> <p>委員 藤森 源弥</p> <p>委員 富永 修紀</p> <p>委員 内藤 マリ子</p> <p>委員 山口 麻衣</p> <p>委員 杉山 直之</p> <p>委員 多比良 由恵</p> <p>委員 宮原 直務</p> <p>委員 横山 尚人</p> <p>委員 大畑 幸代</p> <p>学識経験者 長澤 悟</p> <p><委員> (欠席)</p> <p>委員 島津 威仁</p> <p>委員 高橋 毅喜</p> <p>委員 菅 完治</p> <p>委員 相澤 夏紀</p> <p>委員 赤津 一也</p> <p>委員 石川 浩司</p> <p><事務局></p> <p>熊野 巧 (教育推進部学務課)</p> <p>瀬島 ひかり (教育推進部学務課)</p> <p><コンサルタント></p>			

	株式会社マヌ都市建築研究所：板谷 龍二郎、道家 祥平、小松 妙子
次第	<p>1 開会</p> <p>2 前回提示された検討課題について（事務局より説明）</p> <p>(1) 道路を廃止する場合の手続き</p> <p>【資料第1号】</p> <p>(2) 配置想定</p> <p>①千駄木小学校単独改築</p> <p>②千駄木小学校・千駄木幼稚園の一体的改築</p> <p>③千駄木小学校・千駄木幼稚園・文林中学校の一体的改築</p> <p>④比較表（メリット・デメリット）</p> <p>【資料第2号】</p> <p>(3) 施設併設型・一体型小中学校等の先進事例</p> <p>【資料第3号】</p> <p>3 その他 次回の議題・日程について</p> <p>4 閉会</p>
議事録	
<p>< 1 開会 ></p> <p>○事務局：定刻を過ぎましたが、只今より第4回文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙の所、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を務めます教育委員会学務課施設担当の熊野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず、本日の委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>島津委員、高橋委員、菅委員、相澤委員、石川委員、赤津委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。資料第1号から資料第3号まで配付しておりますが、過不足等はございませんでしょうか。</p> <p>< 2 前回提示された検討課題について ></p> <p>○事務局：続きまして、次第の2「前回提示された検討課題について」に移ります。これより司会進行は八木委員長よりお願いいたします。</p> <p>○八木委員長：皆様、こんばんは。定刻を少し過ぎてしまいまして、申し訳ありませんでした。委員長の八木でございます。前回（10月5日開催）の第3回検討委員会の内容について振り返りたいと思います。</p>	

前回の検討委員会では、千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園の現状や、改築の範囲について、事務局からお話をさせていただきました。

そして、委員の皆様から、改築の範囲について、大きく3つのご意見をいただきました。

1つ目は、千駄木小学校と文林中学校を一体的改築として行う場合、小学校と中学校の間の道路を廃止する手続きはどのように行われるのかというご意見をいただきました。

2つ目は、改築の範囲について、イメージしづらいので、現時点で考えられる配置想定を図で示してほしいとのご意見をいただきました。

最後に、小学校と中学校が道路を挟んだ状況下で、他の自治体で、一体的改築の成功事例があれば、紹介してほしいとのご意見をいただきました。

委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、本日は「(1)道路を廃止する場合の手続き」、「(2)配置想定」、「(3)施設併設型・一体型小中学校等の先進事例」について、事務局から説明いたします。説明に対して、委員の皆様からのご意見や疑問をお伺いし、お答えすることで、理解を深める場にしていきたいと考えております。

したがって、本日は、この場で、改築の範囲を決定したり、配置想定を絞り込んだりすることは考えておりません。

本日の検討委員会終了後に、委員の皆様それぞれの選出母体に持ち帰っていただき、ご検討いただければと思います。その結果につきましては、3月開催予定の次回の検討委員会で、改築の範囲を委員お一人ずつからお聞かせいただきたいと考えております。ご理解いただけたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、「(1)道路を廃止する場合の手続き」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、**【資料第1号】**「道路を廃止する場合の手続き」をご覧ください。

「1道路の概要」については、現況配置図をご覧くださいと、まず黄色で表示している部分は区道、つまり文京区が管理する道路となります。さらに、赤色で表示している部分は、千駄木小学校と文林中学校の間の道路となります。この赤色で表示した道路の幅員は3.22～4.05m、長さが約47mとなっております。

次に、「2道路の廃止」についてのご説明の前に、先に結論を申し上げますと、「千駄木小学校と文林中学校の間の道路を廃止することは非常に難しい」ということとなります。こちらの内容につきましては、区道を管理しております、土木部管理課にも確認いたしました。これからご説明する「2道路の廃止」の項目がその理由にあたります。まず、(1)では、道路法から抜粋したものを掲載しております。第10条において、赤色の太字で記載している部分が重要なポイントとなっております。この部分を読み上げますと、「一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合」のみ、道路の廃止ができることとされております。その下の※印をご覧くださいと、「一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合」の一例を掲載しております。「①行き止まりの区道で利用者がいない場合や利用者が極めて限定されている場合」、「②新たな道路整備や道路改良工事等に伴い、道路の一部を廃止する場合」、「③幹線道路に囲まれた区域の再開発に伴い、道路の廃止・新設を行う場合」が該当します。

したがって、学校改築での事案だけでは、「一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合」には該当しないということとなります。

裏面をご覧ください。「一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合」に該当する場合の手続きをお示ししております。ご参考までに申し上げますと、課題の検討として、こちらも一例ではございますが、緊急車両の動線や近隣住民の同意などが挙げられます。その後、様々な諸課題を解消した上で、区長決定後、議会に諮ることとなります。こちらが前回、委員長が申し上げたような流れです。

私からの説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

○八木委員長：道路を廃止することは、極めて限定的な事案しかできないという説明が、所管の土木部管理課と打合せをした結果、分かりましたので、只今事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(質疑なし)

○八木委員長：只今のご説明で、お分かりいただいたと考えてよろしいでしょうか。後ほど何かあれば、また、推薦母体に戻って、その時に何かあれば、お知らせいただければと思います。

次に、「(2)配置想定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、**【資料第2号】**「配置想定」並びに「比較表（メリット・デメリット）」をご覧ください。

こちらの配置想定は、委員の皆様方にイメージを持っていただくため、現時点で考えられるものを3種類それぞれ2案ずつお示ししております。1つ目は「千駄木小学校単独改築」で、縦にご覧いただく表になりますが、A案とB案になります。2つ目は「千駄木小学校・千駄木幼稚園の一体的改築」でC案とD案、3つ目は「千駄木小学校・千駄木幼稚園・文林中学校の一体的改築」でE案とF案となります。

具体的な説明につきましては、マヌ都市建築研究所よりご説明させていただきます。

○マヌ都市建築研究所：マヌ都市建築研究所の方から説明させていただきます。

お手元のA4横の工事対象比較表（メリット・デメリット）とA4横のホチキス留めした図面資料をご参照ください。

このホチキス留めの図面資料は、工事対象比較表（メリット・デメリット）にある6案の工事対象検討図を拡大した図面でA～F案の順に綴じています。

説明は工事対象比較表に沿ってご説明していきますが、比較表の図面とホチキス留めした図面は同じものですので、両方の資料を見比べながら、お聞きいただければと思います。

まず、ホチキス留めしたA案の図面をご覧ください。赤破線は、都市計画法及び建築基準法上で建築できるおおよその想定高さを10m（2F建相当）、12.5m、15m（3F建相当）、17m（4F建相当）のレベルを、等高線のように記しています。図面の右下・方位の上にあります。階数の目安ということで、おおよその階高を当てはめて考えますと、10mは2階建、15mは3階建、17mは4階建相当と想定できます。見ていただくとお分かりいただけますが、敷地の中央は、高い建物、上限の17m（4F建相当）まで建築することが可能です。

続きまして、工事対象比較表をご覧ください。

工事対象比較表は、表の上部の※印に記述していますが、小中一貫校や義務教育学校を検討するものではなく、また、具体的なプラン配置や、残したい樹木や池、花壇等を検討するものではなく、あくまでも工事の対象を検討するための比較表です。

工事対象比較表の見方を、重複しますが、説明いたします。

A案とB案は小学校単独、C案とD案は小学校と幼稚園の一体的改築、E案とF案は小学校と幼稚園、中学校を一体的に改築した場合の案です。それぞれの案の図面の下に、仮設校舎、校庭利用、工事環境、周辺地域における工事期間の留意事項について、メリット・デメリットのコメントを記しています。工事対象検討図ですが、各案とも濃いグレーで塗られた部分は新設校舎、薄いグレーで塗られた部分は既存の校舎、破線で記した囲み線は仮設校舎を想定した範囲です。

なお、建築年代やこれまでの改修時期を鑑みて、千駄木小学校、千駄木幼稚園、文林中学校の順に、改築等が必要となると思われます。そのため、今回は、幼稚園を改築せずに、小学校と中学校とを一体的に改築する案は、現実的に難しいこともございますので、比較表では考えていません。

それでは、A案より説明いたします。工事対象比較表とホチキス留めのA案の図面をご参照ください。

A案は小学校単独で改築した場合・既存の校舎と同じような配置で改築したケースです。濃いグレー部分が新設校舎で、その南側は運動場です。

仮設校舎は、既存の小学校校庭に建設します。黒破線枠を想定しています。

校庭は工事期間中、使えない時期が発生します。

小学校の敷地の中で改築工事を行うため、工事作業場所は狭く、工事動線も限られており、確保も難しいです。何ヵ年に分けて段階的に工事を進めていくことも想定され、工期は長期となる見込みです。

留意事項としては、将来、中学校及び幼稚園の改築工事が必要となります。

続いてB案を説明いたします。B案の図面を拡大したものもご参照ください。

A案同様、小学校単独で改築した場合です。A案と異なり、現在の既存校舎がある北側を運動場、現在の校庭のある南側を新設校舎として改築した、既存と異なる配置としたケースです。濃いグレー部分が新設校舎で、その北側は運動場です。

仮設校舎は、既存の小学校校舎に建設します。黒破線枠を想定しています。少しスリムにしているのは、既存校舎を使いながら新設校舎の工事が進められるため、仮設校舎の規模は小さく、利用期間の短縮が可能だと思います。

校庭は、A案同様、工事期間中、使えない時期が発生します。

既存校舎を使いながら新設校舎の工事が進められるため、段階的に行うA案と比較して、工期は短くすることは可能です。

留意事項としては、A案同様、将来、中学校及び幼稚園の改築工事が控えています。

続いてC案を説明いたします。C案の図面をご参照いただければと思います。

C案は、小学校と幼稚園を一体的に改築した場合です。端的に申しますと、A案に既存の幼稚園も含めた案です。既存の校舎と園舎のある、同じ建物の配置で改築したケースです。

濃いグレー部分が新設校舎で、その南側は運動場です。

仮設校舎は、A 案同様、既存の小学校校庭に建設します。黒破線枠を想定しています。

A・B 案同様、校庭は工事期間中、使えない時期が発生します。

幼稚園の敷地も含めた改築工事を行うため、A・B 案と比較して工事作業場所の確保は可能ですが、工事作業場所は狭く、段階的に工事を進めていくことも想定され、工期は長期となる見込みです。

留意事項としては、将来、中学校の改築工事が控えています。

続いて D 案を説明いたします。こちらにも D 案の図面をご参照ください。

D 案は、C 案同様、小学校と幼稚園で一体的に改築した場合です。こちらにも端的に申しますと、B 案に既存の幼稚園も含めた案で、現在の既存校舎のある北側を運動場、現在の校庭のある南側を新設校舎として改築した、既存と異なる配置で改築したケースです。

濃いグレー部分が新設校舎で、その北側は運動場です。

仮設校舎は、既存の小学校校庭に建設します。黒破線枠で想定しています。既存校舎を使いながら新設校舎の工事が進められるため、B 案と同様、仮設校舎の規模は小さく、利用期間の短縮が可能です。

校庭は、A～C 案同様に工事期間中、使えない時期が発生します。

既存校舎と新設校舎の工事が進められるため、A・C 案と比較して、工期は短くすることが可能です。

留意事項としては、C 案同様、将来、中学校の改築工事が控えています。

最後に E 案と F 案を説明いたします。この 2 つの案は、小学校と幼稚園、中学校の 3 施設を一体的に改築した場合です。

E 案より説明いたします。工事対象比較表と E 案の図面をご参照ください。

E 案は、既存の小学校及び幼稚園の敷地に校舎を建てて、既存の中学校の敷地を、主に運動場として配置して改築したケースです。

仮設校舎は、既存の中学校校庭に建設します。黒破線枠を想定しています。既存の中学校の校舎を使いながら新設工事が進められるため、仮設校舎の規模は小さく、利用期間は短縮が可能です。

工事の段階によって、小学校、中学校の校庭をそれぞれ共有する時期が生じます。

工事対象の敷地が大きくなるため、工事作業場所が広く、工事動線も検討しやすいです。

既存校舎を使いながら新設校舎の工事が進められるため、A・C 案と比較して、工期は短くすることは可能です。

留意事項としては、幼稚園、小学校、中学校の改築工事を一体的に行うため、将来、幼稚園と中学校の工事が不要となります。

F 案を説明いたします。F 案の図面をご参照ください。

F 案は、既存の中学校及び幼稚園の敷地に校舎を建てて、既存の小学校の敷地を、主に運動場とした配置で改築したケースです。

仮設校舎は、主に既存の小学校校庭に建設します。黒破線枠を想定しています。既存の小学校の校舎を使いながら新設工事が進められるため、仮設校舎の規模は小さく、利用期間の短縮が可能です。

E 案同様、工事の段階によって、小学校、中学校の校庭をそれぞれ共有する時期が生じます。

工事対象の敷地が大きくなるため、工事作業場所が広く、工事動線も検討しやすいです。
既存校舎を使いながら新設校舎の工事が進められるため、A・C案と比較して、工期は短くすることが可能です。

留意事項としては、E案同様、幼稚園、小学校、中学校の改築工事を一体的に行うため、将来、幼稚園と中学校の工事が不要となります。

【資料第2号】の説明は以上になります。

○事務局：ありがとうございました。長澤先生から、何か補足はございますか。

○長澤委員：説明をお聞きし、区の建替え順序の基本ルールをもとに建設タイプとして、①A・B案：小学校のみ改築、②C・D案：小学校と幼稚園を改築、③E・F案：小学校・幼稚園・中学校を同時に改築の3タイプに分け、長所や課題等が比較できるようにまとめられているので、これをもとに、この場で意見を出し合うとよいと思いました。これに加えて検討しておきたいこととして、次の点をあげておきたいと思います。

一つ目は、①と②について、現在の建物の位置に建てるか、校庭の位置に建てるかで2案ずつ示されていますが、北側民家と校舎、校庭の関係が変わることに留意しておく必要があるということです。

二つ目が、工事中の校庭の確保、落ち着いた教育環境、安全な通学動線の確保、周辺環境に留意した工事動線の確保ということです。

また、①、②の場合、工事期間が7～10年と書かれていますが、これをもう少し短くする建て替え手順の検討が求められます。

三つ目として、①と②では、その工期だけでなく、中学校まで含めたトータルの施設整備期間について考慮しておくことが重要と思われます。同じ長さの工期が、その後の中学校改築時にまた発生するとなると、全体の整備が完了するのに倍の期間、15年程がかかるということになります。道路条件がよいとは言えない住宅地、校地で、工事車両の出入りにより、近隣の生活環境や、幼稚園あるいは小学校の通学の安全や教育環境が工事によって影響を受ける期間が長くなることが懸念されます。区としての改築の進め方の方針やルール等があると思いますので、それに対して、地域の皆様のご意見をきちんとお伝えして、弾力的な判断をしてもらえるような意見出しもあるとよいと思います。

○八木委員長：長澤先生、補足をありがとうございました。委員の皆様、ご意見・ご質問のある方はお願いします。よろしくをお願いします。

○沖元委員：ちょっと確認したいのですが、ご提示いただいた工事対象比較表を確認すると、E案とF案しか選択肢がないように見えますと思っています。

理由としては、先程の、工事期間が長くなるという話とは別で、校庭利用という項目で、A・B・C・D案は全部校庭が使えない時期が生じると書いてあって、E・F案はそれぞれ共有する時期が生じる、共有ということは使える、とあります。そうすると、A・B・C・D案って、小学校は工事期間中、校庭を使えないという風に見える。なので、そういう判断になってしまいがちですが、

一方で、例えば、A・B・C・D案でも隣の中学校のグラウンドを共有できるという考え方もできるのかなと思っていて、これは実際、どうなのかを確認したいです。確認先はもしかしたら、小学校と中学校のそれぞれの担当になるのか、区の担当なのかわかりませんが。

○木村副委員長：ご質問ありがとうございます。

まず、A案からD案のグラウンドですけれども、例えば、小学校の単独のグラウンドはこの計画だとちょっと厳しいというところですね。グラウンドをどう使うか、運動をどうするのかという中では、今までの他の学校の事例を挙げますと、運動場所を、別の場所を用意して体育をするということをしておりますので、まず、確実にそれは対応していきます。それが文林中学校なのか、他の区有施設のグラウンドを借りて体育をするのか、その中でどういう風にしていくかというのは今後の話になりますけれども、必ず運動できる場所というか、体育ができる場所を確保するのは前提条件として、あるということをご理解いただければと思います。

○八木委員長：只今の件はこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご意見があればお願いします。

○武井委員：聞き逃してしまったかも知れず、申し訳ないのですが、教えていただきたい、お伺いいたします。各育成室はこの校舎にした場合、小学校の中に入るという理解でよろしいでしょうか。

○八木委員長：第3回の時に私の方から申し上げたんですけれども、その通りでございます。育成室は小学生が通う施設ですので、安全のためにも、小学校の敷地の中に設けたいという方向で考えております。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○中村委員：工期についてお伺いしたいんですけれども、現在、明化小学校が工事中という風に聞いておまして、明化小学校の工事が若干ちょっと押してきちゃったということで、今までは土曜日に工事をされていなかったところが、土曜日に工事が行われるということで近隣の方にお知らせをしたと聞いています。今ここにざっと工期が出ていますけれども、工期が押してしまった場合とか、近隣に対する対応とか、どのぐらいアドバンテージを見ているかというか、どのぐらいのずれが発生するのかなというのが質問です。

○大畑委員：整備技術課長の畑です。今後、この検討が進んできて、設計ですとか、工事とかそういった技術的な部門を担当する部署となります。

只今、ご指摘があった明化小学校ですけれども、最終的な1期の竣工に向けての工期というのは、予定通り進んでいるんですけれども、やはり工事をやってみると想定していないことが色々ありまして、例えば、解体をしてみると下に色々な障害物となるような、想定していなかった地中障害が出たりですとか、アスベストを撤去する量が増えたりといったような、どうしても、工期が延びるといったようなことがございます。明化小学校では今、土曜も作業をさせていただいて、何とか工期を予定通りということで進めておりますが、他の柳町小学校や誠之小学校におい

ては、例えば、文化財の発掘が想定よりかなり多かったり、あと、新型コロナウイルス感染症など、色々な影響を受けたということで、当初、想定していた工期よりは長くなっているといった状況がございます。実際、工事に入ってみないと分からないところがあるので、その都度対応するということがございます。

もう一点、補足させていただきたいんですけども、この比較表の中で、A案とC案は10年程度で、それ以外は7年ということで、E案とF案が有利なように見えますと思いますが、実際にE案とF案が一番工事のボリュームとしては大きくなるので、作る建物の規模が大きくなるので、この工期の通りにできるかと言われると、実際はこれよりもかなり工期は全体としては長くなるのではないかと思います。ただ、いずれの工事にしても、すべてを一度に完成させるわけではなく、工区を区切って、1期、2期、3期といった形で、順次完成して、新しいところに移っていただきながら、工事を進めていきますので、これは具体的な今後のプランによって、変わってくるということをご理解いただきたいと思います。

○中村委員：ありがとうございました。

○八木委員長：ありがとうございます。この表は、これがお約束ということではなくて、イメージが掴みにくいということで、改築のイメージとしてお示しするとこんな感じ、現在はこんな感じといったことをお知らせする資料として、お考えいただければと思います。今の大畑委員の発言の通り、今後進めていくと、より具体的に話となってきますし、工事を進めると、掘ってみないと土の中が分からないこともあったり、建物を解体してみないと、その下の障害物が分からないということで、様々な遅延も過去にはありました、ということを申し上げました。他にはいかがでしょうか。

○富永委員：まず、1点目で、先ほど最初にお話しいただきました、道路を廃止する場合の手続きで、非常に難しいというのは、このご説明でよく理解できたんですけども、その中の※印の点の、②と③「②新たな道路整備や道路改良工事等に伴い、道路の一部を廃止する場合」、「③幹線道路に囲まれた区域の再開発に伴い、道路の廃止・新設を行う場合」という文言が書いてありますけれども、先程のご説明の中で、学校の改築工事等に関しては、これには該当しないとお話しいただいたので、前回ちょっとご質問させていただいた、道路を廃止するというのは、現実的に無理だろうという考えで、お伝えしてもよろしいですかね、私どもが選出母体にとしているところに帰った時に、ご説明する際、できる・できないという説明をしなければいけません、基本的にこういうような条項からいうと難しいと、できないという判断をしているとご説明してもよろしいでしょうか。

○八木委員長：それで結構でございます。この赤い線を含めたところにまた道路があるからこの赤いところをなくすとかですね、そういったようなことが新たな道路整備でございますし、再開発ということになると、学校の改築ではなくて、地域全体の再開発ということでして、そういった計画はございません。したがって、道路法及び事例としても、今回の工事には当てはまらないということは、今回私どもとしても調べて分かったことでございますので、そのような形で

お伝えいただければと思います。その結果、何かご意見があれば、伺いたいと思います。

○富永委員：そういった形で説明していきたいと思います。2点目ですが、工事対象比較表の中、先程ご質問がありまして、ご回答いただいた校庭の使用などです。校庭は他のところを確保することを条件にA案とかB案とか、C案があって、特に使えないということではなくて、使う予定はしているというか、他のところを確保して、工事を進めていくということ、またこれも説明してよろしいですか。

先程のお話ではないですけれども、これを見ていくと、E案とF案がこういう形でご説明した時に、絵を見せた時に、E案とF案しかないじゃないというような、全く同じようなご質問をいただくのではないかと思います。ただその時に、ご説明があって、校庭は他のところを確保するなり、何なりしてやっていくと言われていました、ということでご説明をして、この中でどうなのかということに持っていきたいなと思いますけれども、そのような考え方でよろしいですかね。

ご説明いただきたいのは、工事として使える道路というのが、今、体育館の外にある道路しか使えなくて、何年前に、暮らしの道じゃないですけれども、道幅を狭くして、歩道を広くしてというようなことを、何年かに渡って、工事をやったところだと思うんですけれども、そこを使用しないと工事ができないということが、現実的な問題としてあると思うんですね。そこら辺から、ご説明をもう少し詳しくしていただいた方が良く、工事しやすいとか、工事しにくいとかというのではなくて、現実的にここに10tトラックが何台入ってくるのかというようなことは、イメージしただけでも、凄いことだろうなと。そうすると、そこに住んでいらっしゃる皆さんにどう説明していくとか、先程の、道路を変更する説明どころではなくて、どういう風にしていくかというところ、実際に工事としてこういう問題があるということをご説明いただいた方が、より、E案とF案に対する、こういうことだからこういう風になっていくのかなというのを説明できるということです。工事的なことと言うんですかね、実際に工事をしていく上で、工事車両が入って来て、工事が中に入ってくると校庭のところをこういう風に使うとか、そうするためには校庭は今使えない、そのためにどこを使うというような、第一段階ではこれですごくいいなと思うんですけれども、次の段階でご説明していただければと思います。

3点目ですが、先程、育成室の話がありましたけれども、私はちょっと育成室というのがよく分からないので、学童と考えてよろしいのであれば、千駄木小学校には学童が今、2つの場所があるんですね。3つあるんですか？学校の中と、文林のところと、後は、勤福ですかね。神明育成室ですか。

○山口委員：千駄木育成室や神明育成室などいくつかありますが、多分、この工事に関わるのは、千駄木育成室と、文林育成室は第一と第二の2つがあります。ですので、この工事に関わるのは3つだと思います。

○富永委員：住んでいる地域によって行くところが違くと、たまたま聞いているんですけれども、千駄木小学校の子どもたちが、工事をしている時に、地域によって行くところが、千駄木小学校にくる子どもだけがそうなるのか、全体的に千駄木小学校の子どもは工事をしている間、

この育成室でみますよという風になっていくのか、そういうのはどうなんでしょうか。工事をしている時は、特に、子どもたちはナーバスになりますので、きちんと学校の中でそういう体制が整えられるということが大事なことかなと思うんですけど、制度的にどうなのかよく分からないのですが、その辺のこともどうかなと。先程のお話だと、千駄木小学校の中に設けますというお話があったので、どういう風に千駄木小学校の中なのかというのをご説明いただければと思います。その2点をお願いいたします。

○大畑委員：まず、工事についてですけれども、ご指摘いただいたように、今、東側の通りがこの学校に隣接する道路で一番大きい通りですので、基本的にはそこから車での搬出入をしないと工事ができないだろうと考えております。特に、小学校と中学校の間の通りが狭いので、ここはなかなか工事として使うのは難しいかなと考えております。実際に工事が始まりますと、解体工事では、ダンプカーが1日に何十台も出入りしたり、引き続きコンクリートの打設で、ミキサー車や大型の車両が1日何十台も出入りしたりすることになりますので、どうしても、この東側の道路を主要な出入口として、ここからの工事動線を確保しながら、仮設校舎を配置していかなくてははいけませんし、新しく建てる校舎も、どこに配置するのかというのを考えていく上では、非常に重要になると思います。あくまでも考え方というか、一体でやった場合と、単独でやった場合を、お示ししているものではありませんけれども、今後、どの型を選んだとしても、工事の動線が東側からになるというのは确实だと思いますので、どれを選んでも同じように比較検討して、プランを決めていくということになると思います。

○木村副委員長：育成室の話なんですけれども、今日は担当の児童青少年課長がいないので、細かくお話しできないのですが、現時点においては、前回、育成室の現状というところも示した中でいきますと、先程、山口校長からもお話があった通り、この3つの育成室は、まず、小学校の中に取り込んでいくことを前提として考えております。ただ、千駄木小学校の場合は、他にも育成室があるというところは、そこも取り入れていくかどうかは、議論の対象だと思っています。児童青少年課としても、学童をやっていく事業においては、適材適所の場所に配置していくということで、今、やっておりますので 当然、千駄木小学校のお子さんですから、ここで統一されることも大事だと思いますし、そうなった時に育成室で5部屋とれるかという、大きさや規模の問題もありますので、そういったところは、今後どの建替えでやるかのパターンによっても、出てくると思いますけど、それを議論していくことになるかなという風に思っています。

○八木委員長：ご質問にお答えしたことになりますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご質問がある方はいらっしゃいますか。

○内藤委員：今の育成室の件は、今現在3つの育成室ですが、それが1つになるということですか。それとも、やはり3つになるということでしょうか。

○八木委員長：育成室は、標準としてはおおむね40人程度が定員という言い方をしており、それは1室40人程度ということなんです。ですから、もし120人の希望者があれば、3室程度確保す

る必要があったんですね。ただ、現実の運営としましては、希望されるお子様が多いので、40人程度の解釈の中で、もう少し人数を増やして運営しているという実態がございます。

○内藤委員：ありがとうございます。

○八木委員長：ですから、1つにするのではなくて、需要が120人いれば、部屋は3室と、名称は置いておいても、3室ないと、1つの育成室で80人ということはできないですよ、ということが、今のやり方になると思います。

○内藤委員：わかりました。もう1つ質問で、E・F案について、学校の正門ですね、先程子どもたちの通学路の動線というお話がありましたが、こちらの方について、幼稚園、中学校、小学校の校庭、というか、正門がどこの部分にあたって、動線はどのように変わっていくのか、ご説明願えればと思います。

○木村副委員長：そこにつきましては、今後、例えば、この案を決めた中で、設計をしていく中で、どこにしていくかという話になると思いますので、今この時点で、この辺を正門でというのは、なかなか難しいところがあるんです。希望と言いますか、それはあったとしても、今後、詳細な設計をしていく中で対応していきますので、まだどこになるかは分からないということです。ただ、どこにでもしやすという面もあるということ、また、色々なところが考えられるということで、ご理解いただければと思います。

○内藤委員：具体的には決まっていないということでもいいということですね。わかりました。

○八木委員長：ありがとうございます。それぞれ、推薦母体にご説明して、また初めて分かる疑問があるかと思えますけれども、その前にまず、お互いにお聞きになりながら、そうかということが分かって、ご説明していただくと、大変ありがたいなと思っております。今のお話をそれぞれお聞きになって、また新たな疑問などがあればお伺いできればと思います。

○藤森委員：E案・F案につきまして、小学校と幼稚園と中学校は、この場合、施設として、例えば、体育館があると、それは、共用とか、そういうことが考えられているのでしょうか。それとも、建物を一体に工事するけれども、あくまでも中学校の体育館と小学校の体育館は別だと、そういう風な考え方になるのか、その辺りはどうなのでしょう。

○木村副委員長：そこにつきましても、この後、詳細に決める中において、色々できるかなと思います。基本的には、今回、小中一貫校というわけではないので、まず、単独の学校が一つに集まったという考えでいきますと、個別にある方が良いのかなという部分もあります。ただ、そこは考え方によって、例えば、大きく作っておいて、半分に分けて活動することもできるか、共有しながら活動することもできるかも知れないということがあるので、今後、設計していく中において、色々考えられるところです。また、設計する業者を選定する際にも、そういった視点を持

って皆様にも見ていただきたいと思います。

○藤森委員：わかりました。ありがとうございました。

○八木委員長：ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○藤井委員：具体的な話とは違うんですけれども、全体的な進め方を再確認させていただきたいなと思っています。本日の話の中で、それぞれの推薦母体に持ち帰って検討していただいているという話があったと思うんですけれども、私が理解できていないだけだと思うのですが、決定プロセスというのか、検討する目的が何なのか、そこでどんな意見を収集すべきなのか。関与する人が増えれば増えるほど、意見がまとまらなくなってくると思っていて、何のために持ち帰るのか、持ち帰って何を私たちがアウトプットする情報として持ってくればいいのか。その辺りが理解できていなくて。単純に、持ち帰って皆に見せて、こんな話をしていますよというだけをして意味がないのかなと思っているんですけれども、どういう目的で持ち帰りというお話をされているのでしょうか。

○八木委員長：まず、基本的には、委員の皆様のご意見でよろしいのですが、推薦母体との関係の中で、おっしゃったことが将来、また明らかになったときに、聞いていなかったよということになってしまいますと、その決定自体がどうだったか、ということになると思うんです。ご意見通りになるかどうかは、色々なケースがあると思いますけれども、やはり、意思の疎通ということで、こういうことを今、検討されていますよと、こんな意見があって、こういう中で、どれが合理的というのか、自分たちの立場によってお考えが違うから、皆様が色々と推薦母体からお集まりいただいているわけですが、それぞれの立場が違うから、意見が違ってよろしいと思います。ただ、その推薦母体からの意見はおおよそこんなことです、ただ、そうじゃない意見は、こんな意見がありましたという形でも、大半の方がこう言っています、ということがわかって、それが重なっていくと、1つの結論が出てくるのではないかと思います。プロセスということになりますと、ここで出た意見を、報告書という形で文章化していきます。色々な意見が出ますけれども、文章化すると、ある意味、1つの形にはなっています。文章化したものを、私どもは最初にちょっと申し上げたと思うんですけれども、教育長に報告するという形を取るんです。そして、教育長でこうするというのを決めていきますので、報告書通り進んでいくと私たちは想定していますが、あくまでも、検討した結果を報告していく。こういうことが最終的な目標になるということです。

○藤井委員：プロセスは分かりましたが、どこまでの意見としてまとめていくのか、というのが分からなくて、それぞれ持ち帰りました、色々な意見が出てきましたというのをまた、ここで持ち帰りました、意見が出ましたと共有したところで、あまり意味がないのではと思っています。それを結局このメンバーでもまとめることなく、こんな意見が出ましたということあげて、そこで判断してもらおうということになれば、この会議の目的というのか、集まっている意義が何になるかというのが分からないと思っています。

○八木委員長：今、子どもはですね、小学校単独でやるのか、小学校と幼稚園、あるいは中学校を入れた全部という、このどれかを選ばないと、その先に進められないんですね。小学校だけでも良いけれど、全部でも良いから、どちらかでやってください、と言われると、それは大変困るお話なので、この会議体の中では、大きく1番・2番・3番のどれかを選ぶ、将来、1回建てれば数十年と建物はもちますので、そういうことを踏まえて、どれにしていくのが、一番、現時点では良いとお考えでしょうかということで、お聞きいただいて、それをお持ち込みいただければと思っています。

○藤井委員：持ち帰って検討して持ち寄ってというプロセスは、ただ時間がかかるだけだと思っていて、結局のところ、持ち帰って意見を集めても、そこで決まるわけではないですし、意見として決めるというところを考えるのであれば、このメンバーで決めるべきだと思っています。持ち帰って色々な意見が増えてきたところで、選択肢がさらに広がるだけなので、ある程度、今、理解しているメンバーで方針は決めるべきなのではないかと思います。共有するという意味では、こういう議論が進んでいますという話をするのは良いと思いますけれど、それは結局、そこで新たな意見を持ってきましょうとか、こんな話が出ていますというのを集めて、それで、時間がまたあと1か月、2か月、3か月と話が先に延びていくのは、あまり合理的ではないと思っていて、持ち帰ることの目的・意義がはっきりしないと、持ち帰るだけ時間の無駄になると思っていました。

○八木委員長：子どもの考えと少し違っているのかもしれませんが、皆様のご意見はいかがでしょうか。他の委員の皆様、お願いいたします。

○沖元委員：単純に、我々はそれぞれの団体の代表ですので、基本的には、意見集約というか、共有、こういうことが進んでいるという事実を自分たちの団体に伝えるというのが責務だと思っています。我々のここでの身分は、伝えたことに何か反対意見があれば、それを確かにここに持って帰る。それが役割ですけれども、基本的に進める方向としては、ここにいる人たちでおおよその内容を決定するというのが、役割と思っていて、我々がそれぞれの団体で何をやって来るかという、情報共有することが目的なのかと。ここでは何かを検討して決定するというのが目的という風に感じています。

○八木委員長：他にはいかがでしょうか。

○中村委員：今のお話はよく分かって、確かに合理的じゃない、時間がかかるというのはもっともで、その通りだと思うんですが、この近隣に住んでいる地域としましては、やはりこの学校建築、先程から言われているような、かなり工事期間が長くかかるようなこと、というのはある程度共有をするというのはすごく大事だと思います。それにおいて、例えば、学校のPTAの活動、後は育成室の活動、幼稚園のPTA活動等で、その推薦母体が、比較的集まれる時間のスパンが短い団体と、地域の人たちで、なかなか月に1回しか、例えば、町会だとしたら役員会がないとか、

そういう団体もあるので、確かに時間は若干かかると思うんですが、最終的にはそこで共有をして、そこでまた、検討会に持ち寄って、進めていく、先程委員長の方からお話があった通り、ここで決めたことを教育長に諮っていただくという形になるんですかね。そういう理解ではいるんですけども、いいんですよ。なので、ちょっと時間に関しては、多少かかっている。確かに時間がかかってしまうというところは致し方ないのかなという気はいたします。

○八木委員長：ありがとうございます。今のご意見はどうでしょうか、藤井委員。

○藤井委員：今お話しいただいた内容ということですよ。内容は理解していますし、共有していくことの大切さも分かったとは思いますが、広く意見を集めたいのであれば、この推薦母体だけじゃなくて、学校で聞けばよい話だと思いますし、小学校であったり、幼稚園・中学校というところまで、広く意見を集めたいというのであれば、そこでやるべきだと思うし、中途半端だと思っていて、また個別の意見、それぞれの人が増えれば増えるほど、僕は嫌です、私はやりたいです、私もこうしたいと思います、という話が、また結局、前回・前々回にここで出てきたのと同じような形で、色々な意見が出てきちゃって、それを集めたところでまた同じ、2回前に戻ってしまうということになるんじゃないかなと懸念しています。なので、共有という意味では、こういう話が出ています、話し合いが進んでいます、というところで落としていくというのは、議論を進めていますという共有としては良いかなと思いますけれども、どうしたいですかとそこで聞いちゃうと、毎回、こんな意見も出てきました、じゃあどうしましょう、またこういう意見が出てきました、どうしましょうか、というのに戻っちゃうかなと思ってはいます。前に議論を進めるためには、ある程度の方向性というのは、決めるべきところは、我々が決めるのか、その上の人に最終的にあげて決めてもらうのであれば、その人も巻き込んだ方が良いのかなとも思うんですけど、結局、何のためにやるかというところは、ちょっと私としては整理しておきたいなと思いました。

○木村副委員長：ご意見ありがとうございます。まず、今、話している内容は、ものすごく前に戻ったり進んだり戻ったりということで、ちぐはぐした部分は当然あるのかも知れないです。ただ、これは、大きな方向性を決める中においては、必ずあることかなと思っています。他の学校改築においても、最初のスタートを切るときには時間がかかって、そこに対してはその推薦母体の方の意見を聞きながらだとか、ここだけで決めてしまうと、大丈夫な方もいらっしゃる、そんな風に決まっちゃったのかという風に言われて困る方もいらっしゃいますので、きちんと合意を取りたいというのは私たちの考え方です。なので、今、一定の方向性を決めるまでに時間がかかり、意見も色々あるという形になりますけれど、この会議の中で方向性を決めていくことになりますので、先程委員長の方からもありましたけれども、今回この説明をして、次回皆様からご意見をいただいた上で、どの方向性に進むかを決めていきます。決めた後はその形で、あとは必要なものは何なのか、というのは、一定の方向が決まったときには、その先は、議論も当然、どんどん進んでいくことだと思います。最初の方向性には時間がかかっています。こちらとしても、我々が、教育委員会がリードしてこちらに持っていこうということで、やればそれで良いのかも知れないですが、我々の考え方としては、地域の皆様方と一緒に話をし、方向性を決めていく

ということを大事にしたいと思って、この形でやっておりますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○八木委員長：よろしいでしょうか。

○富永委員：今のお話の中で、私自身は、ここに参加させていただいている立場というのは、ある意味、町会を代表して決定権を持った形で出てくると思っております。それで、持ち帰って、こういうことの説明がありました、小学校が改築されるみたいなんですよ、から始まって、こんなお話が出ました、小学校に通っている方々や、私の町会でも、千駄木小学校を卒業された方が多かったので、モニュメントみたいなものを残したいという話があったり、伝統ある学校だから、こんなものを残したいというお話もありましたと言いながら、でもなかなか難しいみたいですよとか、そのような話をしながら、僕は話を聞いていこうと思います。町会の役員の方からお話いただいて、じゃあ子どもたちはこれからどうなるのか、何年間でできるのか、十何年かかるみたいですよと。それから、小学校は、産まれた子が12歳になって卒業する頃にやっとできるくらいですねと笑いながらですね、そんな話もするんですけども、ただ、方向性としてはこういう方向性ですよという話をしています。決して、ただ来て、言われたことを言っているだけではなくて、やっぱり、きちんと私も考えを持ってお話ししていますし、ある程度町会から、その役目を頂いておりますので、この中のどの案が良いかと言われれば、私はこの案が良いですということは、今の段階で言えと言われれば、言うことは可能だと思います。町会に戻ってそのことを説明して、例えば、今回の場合でも、先程聞いたのは、校庭が使える・使えないということも含めて、町会にはきちんと話をして、こういうことを言われましたよと、約束事だからきっと守ってもらえるし、校庭は子どもたちが使えるだろうとか、そういうことを言いながら、私はこう思いますと言って、最終的には、私はこのように話しましたこということを報告します。ただ、それは報告だけで、委任されていると思っているので、単純にだらだらと報告しているわけではない、と私は思いますし、前に長澤先生からお話があったように、今後、少人数でお話ししながら、細かく詰めてもいいですよというお話もありましたけれども、そうなった時にはもっと細かい話が出て、その時に、集めたものが、1つの大きな形となって出てくるのかなと思っています。

ただ、お話にあったように、ちょっと、だらだらという感があったかなと思いますし、今のお話にあったようにそれが必要だと言われればそうなのかもしれませんし、委員の方達は決定権を持っているという認識を私は持っていますし、私自身もそう思って参加させていただいているので、このような形で、ただ、なるべく迅速に早くお答えいただきながらやっていけばいいなという風に思っております。

○八木委員長：ありがとうございます。只今の件につきまして、他にはいかがでしょうか、藤井委員もよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、皆様のご意見で、このような形で進めさせていただきたいと思っております。

今、ご説明させていただいた、A案からF案に関するご意見はいかがでしょうか。

○中村委員：先程、工事車両やトラックの動線について、ご説明いただいたのですが、これは仮

に、A案・B案で今回話が進んだ場合ですが、ここに書いてある通り、将来、中学校及び幼稚園改築工事が必要となる。その中学校の改築工事、幼稚園の改築工事が別に行われた場合、工事車両の動線というか、そういったものは、現状で考えられているかどうか分からないんですけども、どういう形になるのかということが少し気になります。

○大畑委員：当時幼稚園ですとか、中学校がどういうやり方で工事をしたかということは申し訳ないですが、把握できていないのですが、現状において、中学校の改修工事ですとか、そういった工事の時には、車両が入っています。細い道路を通して工事をしているのだと思います。どうしても、道路が狭いと、入れる車両の大きさが小さくなってきますので、それだけ工事の効率は悪くなります。大きいトラックで運べば長い部材を運べるのを、短いものを入れていくので、その分加工なり、工事の手間が増えたりとかということで、どうしても工期が長くなってくると思います。そういった意味で、幼稚園単独でも、中学校単独でも、与えられた条件の中で工事をやっていくという考えではあります。ただ、小学校単独案になった場合も、例えば、中学校の将来の工事を想定して、小学校の敷地を工事動線として、将来使えるような計画を検討するというのも選択肢としてはあるのではないかと思います。仮に、単独で工事をする場合も、残された施設の改築を将来どう考えるかというようなことを、1つの提案として、設計業者に提案してもらおうといったことも考えられるのではないかと思います。

○中村委員：ありがとうございました。

○八木委員長：ありがとうございました。

○蕨委員：E案とF案について伺いたいのですが、先程体育館については、一体になるかも知れないという話がありましたけれども、ここでは運動場は3つ記載されているので、運動場については分けて考えているという認識で良いのか、というのが1点目です。

また、このE案・F案なんですけれども、私がイメージできていないのですが、この中に、中学生や小学生、幼稚園児も混ざって、生活していくというイメージなのかということが、想像がつかなかったので、どの辺りはどこで使っていくのかということは、今後細々とした話は決めていくという認識で良いのかというのが2点目です。

最後に、3点目ですけれども、先程から育成室の話が出ていますが、アクティという集まりがありまして、千駄木小学校の育成室というか、学童が3年生までで卒業してしまうので、4年生以降、共働きのご家庭などもあって、お預かりしているというのが、千駄木小学校アクティという形であるんですけれども、その場所もこの中に含まれているという認識で合っているか、というところを聞かせていただきたいです。

○木村副委員長：まず、E案の校庭ですけれども、今の時点で、これが幼稚園、これが小学校、これが中学校というわけではなくて、こういう風にグラウンド・運動場を取れるということを示しています。なので、今後どういう風にしていくのかというのは当然ありますけれども、この通りのグラウンドなのか、もっと広がるのかというのも、色々あると思います。こういう風に

取れる可能性があるということを示していますので、専用という考え方でもない、というところ
です。考え方は、これから検討していく中で、別々の方が良いという話であれば、そういうこと
ができると思いますし、うまく活用して、一緒に活動することが重要だということであれば、分
けるということをしなくても良いのかなという風に思っていて、これからの検討の中での話かな
というところでは。

2番目につきましては、この校舎の中に全部が入るのか、というのは、基本的な考え方として
は一体的な建物なので、そこに幼稚園と小学校と中学校が入るといった形になります。ただ、文京
区の場合、先に小学校と幼稚園の一体的改築をやっているんですけど、その基本コンセプト
の中では、小学校・幼稚園の動線は完全に分けるということにしています。園児のいるところに
小学生が入る動線にはしないようにしていますので、基本的な考え方とすると、今回も、幼稚園
と小学校と中学校は動線的には必ず分かれているというのが原則なのかなと思っています。ただ、
今まで、文京区の他の学校ではそういう風にやっていたけれども、ここの地域として、そう
じゃない、一緒に良いというのであれば、そういう風にすることもできると思います。他区では、
交流が当たり前であるとして、壁もなく、仕切りもなく、同じフロアを小学校と幼稚園の子ども
たちが行き来しているという学校もありますし、それは考え方だと思うのですが、この地域の特
徴と言いますか、今まで連携してきた中で、今後どうしていくかということも踏まえて検討して
いくことかなと思います。

アクティにつきましては、今日は児童青少年課長が不在なので、考え方を整理する必要がある
と思っています。他の学校の事例を見ましても、放課後の活動スペースは、改築の際にもできる
限り設けるようにしていますので、基本的には アクティをやる活動拠点といえますか、そう
いったものを用意する必要性はあるという風に感じています。

○八木委員長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○舟橋委員：今、お話を色々聞いていると、要は小学校を単独、幼稚園を含む、または3校を一
緒にやるという工事なんですけど、結果的に、まずは今日の、単独でやるのか、幼稚園まで含める
のか、中学校まで含めるかというのはいつまでに決めなければいけないんですか。例えば、今み
たいに話していると、A案とB案の話をしたとしても、最初のE案とF案になったとしたら、
A案とB案のことを色々検討した時間がものすごく無駄になるんですね。同じようにC案もそう
です。ですから、まずは単独でやるのか、幼稚園を含めるのか、中学校まで含めた3校が一体な
ってやるのかということはある程度決めないと、細かいことはその後で、色々な問題が出てくる
わけですね。今ここで、色々なことを言ったところで、どれに決まるか分からないのに無駄な
話をしている時間がすごく多いと思います。ですから、それはいつまでに決めなければいけない
のか。会議もただ長くただらとやっているんじゃなくて、効率よくやっていただければと思い
ます。

○八木委員長：ご意見ありがとうございます。冒頭で申し上げたつもりだったんですけども、
次回は3月を予定しております、大きく3つの案のどれにするのかをこの会議の場で決めたい
と思います。そうしますと、それ以降は決めた案に従って進んでいきますから、それを、やっぱ

りこちら案の方が良かったね、ということはありません。ですので、どちらに進むかを決めるのは、とても重要なんですよね。もう決めると戻れなくなります。そのような意味で、今日色々なご意見を、こちらからご提案させていただきました。情報の共有を、推薦母体としていただきながら、次回3月ということまでは日程が決まっておりますが、そこで、お話を伺いながら、その場で決めていくという風にしたいと思います。

○舟橋委員：よく分かりました。そういう風に、資料を頂くときに、例えば、今度の3月には、どこまでのことを決定しますとか、何月にはどこまでやりますよというのを、ただ資料をいっぱい持ってくるんじゃないくて、今日はどこまでのことをやりますと、そういうのを具体的にどこかに書いていただくと、そのことについては、皆さんよく考えてくると思うんですよ。それ以降のことは別ですからね。そういう風にできればお願いします。

○八木委員長：ありがとうございます。今回新型コロナウイルス感染症があつて、なかなか開催が定期的にできなかったという事情があつたんですが、おっしゃるとおり次回には、それ以降、どういう時にどんなことをやっていくかというものを示して、今後、この会議を進めていって、最終的な報告書を作りますということを示せればと思います。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○内藤委員：前にも議題に出たかと思いますが、敷地内に5軒の民家がありまして、これの移転とか、そういうことを考えていないのか、もしも全体的にやるのであれば、こちらの5軒を移動してもらおうとか、そういうようなところも全然考えないのか、この民家のある状態で、今後も設計したり、進めていくのか、そこをもう一度、確認をお願いいたします。

○木村副委員長：こちらにつきましては、私どもとしても、もし所有者の方とお話しできて、合意ができればそのようにしていきたいと思います。どのパターンにおいても、この土地をその後活用することはできますので、お売りになられるのか、土地を交換するのかによって、多少、配置は変わるかもしれないですが、我々としましては、できれば、話し合いをしていきたいなと思っております。今後、一定の方向性を、報告書が出た時には、この5軒を回って、ご意思であったりとか、その辺りを確認したいと思っはいるんですけれども、相手もあることなので、慎重に丁寧にということも必要になってくると思います。また、その時には、地域の皆様にその方を知っているといったことがあればご紹介していただきたいというのもありますので、その時はご協力いただければと思います。

○八木委員長：現状としましては、建物があることが前提となります、ただ、こちらにしても並行的に、そういった土地の取得・交換ということも視野に入れていきたいと思ひます。

○内藤委員：前向きに検討していただくということですね、分かりました。

○八木委員長：このことについての扱いは、慎重にさせていただきたいと思ひます。他にいかが

でしょうか。

次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

次に、「(3) 施設併設型・一体型小中学校等の先進事例」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、【資料第3号】「施設併設型・一体型小中学校等の先進事例」をご覧ください。

前回の検討委員会において、長澤先生からアドバイスをいただき、事務局でまとめた資料となります。今回、千駄木小学校と文林中学校のように、道路を挟んで敷地が分かれている事例が、東京23区の中にもありました。そのうちの3校をご紹介します。

それでは、マヌ都市建築研究所より説明をお願いします。

○マヌ都市建築研究所：施設併設型・一体型小中学校等の事例をご紹介します。

1つ目の事例は、豊島区立池袋本町小学校・池袋中学校です。

施設の配置としては、2ページに施設全体の鳥観図と校舎のある南側敷地の配置概念図を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思いますが、道路を挟んで南北に敷地が分かれています。南側の敷地内に小学校と中学校の新校舎を建設しています。道路を挟んで北側に、中学校のグラウンドを設けています。

小学校・中学校は、運営は別個ですが、「シェアリング」の概念をもって、共有エリアを設け、学習情報センター、ホール、職員室等を置いています。2ページの図3にシェアリングの概念図がありますが、ざっくりしたイメージとして、小学校・中学校があつて、その間に共用エリアがある、という形です。

その他の特徴としては、1ページの写真からも伺えますが、外構を工夫して、地域から活動の様子が見えるようにする、敷地の周囲に桜並木や植え込み、地域の人が使えるベンチを配置するなど、地域との連携を意識したつくりです。

また、「シェアリング」の概念を大事にしながらも、体育館は、地域の防災拠点としての機能を重視し、小中学校それぞれに配置しています。

2つ目の事例は、3ページの品川区立豊葉の杜学園です。

施設の配置としては、4ページに施設配置図を掲載していますが、道路を挟んで南北に敷地が分かれています。両方の敷地にある校舎を、3階の連絡通路で接続しています。

北側敷地の校舎には地域センターが接続し、学校・地域それぞれの利用を考慮した動線となっています。学校のプールは地域センターとの接続部分にあり、地域開放も行われています。

敷地内には、小中学校施設と幼保一体施設、学童保育もあります。

その他の特徴として、3ページの図1の写真のような学校の外側の植栽や幼保一体施設、放課後子ども教室事業の教室を街路に面して整備し、地域に活気をもたらすよう計画されています。

3つ目の事例は、5ページの港区立赤坂小学校・中学校等です。

小学校・中学校・幼稚園を一体的に施設整備した例で、小学校は改修、中学校・幼稚園は改築でした。

一体的整備からまだあまり時間がたっておらず、今年の9月から新校舎の本格的な利用が始まりました。

施設の配置としては、6ページに配置図が載っていますが、道路を挟んで南北に敷地が分かれており、両方の敷地にある校舎を、道路上空の連絡通路で連結しています。

また、詳しい図面は、今回ご用意できるものがなかったのですが、幼・小中の交流・連携のための交流スペースを配置しています。

また、通りを挟んでおり、地域の施設もあるということで、地域からの動線を考慮し、通りからアクセスしやすい位置に地域開放エリアを設けています。

事例紹介は以上になります。

○八木委員長：長澤先生から補足がありましたら、お願いします。

○長澤委員：いずれも道路を挟んで隣接する小学校と中学校を同時に改築した事例となります。

最初の豊島区立池袋本町小学校・池袋中学校の例は、もともとは道路を挟んで、中学校と小学校がありました。同時に改築することになり、元小学校の敷地に小中一体の校舎・体育館を建設して校庭を設け、元中学校の敷地全体を屋外運動場にしています。今日の資料ではE案に近いと言えます。

次の品川区立豊葉の杜学園の例は、比較表で言えば、F案的な考え方と言えます。道路を挟んで小学校と中学校の建物をつくり道路上空でつないで一体に計画しています、屋外運動場は一方に寄せています。

最後の港区立赤坂小学校・中学校は、道路を挟んで幼稚園と12学級の小学校、中学校が向かい合っていました、小学校の児童数が増え、学年3学級編成になるため、既存の小学校校舎を1～4年生の校舎に改修し、中学校敷地に小学校の5・6年校舎と中学校の校舎・体育館を建設する計画です。屋外運動場はそれぞれの敷地にあります。

本日説明のあったA～D案は、小学校あるいは小学校と幼稚園を建設し、中学校は後で建て替え、それぞれの校地にまとまった屋外運動場を設けるというものです。先進事例を見ると、①屋外運動場をそれぞれの校地に設けるか、一方にまとめて大きく確保する、②校舎等を、道路を挟んでブリッジ等でつないで一体に計画する、③赤坂小中学校のように小中学校で建物を分けるのではない計画など、それぞれの校地の大きさや計画条件に応じて、様々な可能性があり、すでに実現もされていることがお分かりいただけたと思います。

○八木委員長：ありがとうございました。先進事例がないかということでしたので、先進事例を3つお示ししましたが、これに対してご意見・ご質問のある方はお願いします。

○中村委員：このプランについての話ではないのですが、これらの事例は実際にやられたことですね。評判というか、稼働し始めた時に良かったこととか、逆にこれはいまいちだねというところとか、実際に使っている人たちの声というか、集めてみたことによって、どういう効果が得られたかという話を聞けると嬉しいです。その辺りはいかがでしょうか。

○長澤委員：道路を挟んで建物を計画したことについて、特段の問題になったということは聞いていません。むしろそれまであまり関係がなかった小学校と中学校に連携や交流が生まれ、図書館や体育館等、施設の共用による教育環境の充実が評価されています。

池袋の学校は小中の共有ゾーンを用意し、小学校、中学校の双方にとって施設が充実され、また小学校と中学校のそれぞれに校長がいますが、職員室は一体に計画され、教育面でも連携が図られ、PTA 同士の交流が生まれているという点が評価されていました。

豊葉の杜学園は義務教育学校となり、9年間見通した小中一貫教育が進められています。

文京区では今のところ小中一貫校を設ける方針はないということですが、今回のように小学校と中学校の校長、PTA 代表や地域の皆様が一緒になって、幼稚園・小学校・中学校を一緒に考える機会を通じて、小・中の連携を深められるような施設が実現されることが期待されます。

○八木委員長：マヌ都市建築研究所からの補足はありますか。

○マヌ都市建築研究所：さらに詳細や事例の収集の必要がある場合は、また示していきたいと思しますので、また次回情報を収集いたします。

○長澤委員：付け加えると、池袋の学校の例では、中学校の屋外運動場へは道路を渡りますが、特段問題にはされていませんでした、安全確保の仕方など運営面で工夫がされているのだと思います。品川と赤坂の例では道路の上を渡る校舎があって、それで施設が一体に繋がっており、道路を渡ることはないようにしています。

○八木委員長：いかがでしょうか。

○中村委員：ありがとうございます。私が伺いたいのは立地上のメリットというよりは、今回、単独か一体化かというところを決めなければいけないということで、今後の目安として、一体化することによって、良いことがあるのか、それとも困ることがあるのか、というところが判断基準になってくるかなと思いました。その面では、建築上というより、地域性というところがどんなところか、と思っていました。

○長澤委員：そういう意味では、隣り合っている、日常的にあまり交流がなかった学校同士が、小中一貫・連携教育の取組を始め、日常的に子ども同士あるいは先生同士の交流・連携が生まれるようになったということが評価されています。

○中村委員：ありがとうございます。となると、伺っていく中では、一体改築していくということで、その後の生活をイメージしていくと、やっていくメリットというか、価値というのがあるのかなと理解させていただきました。ありがとうございます。

○八木委員長：ありがとうございました。マヌ都市建築研究所からご提案いただいた、追加で調

べるといことですが、次回にどの案にするか決めていくため、時期が合いませんので、事例については今の形でご理解いただければと思います。他にいかがでしょうか。

(質疑なし)

< 3 その他 次回の議題・日程について >

○八木委員長：本日ご用意した議題はすべて審議していただいたということになります。本日は色々議論していただきまして、改築の範囲について、様々なお話をしていただきました。再々にわたって申し上げて、申し訳ございませんが、次回の検討会では改築の範囲を委員お一人ずつからお聞きしたいという風に考えております。

改めて恐縮ですが、1つ目は「千駄木小学校単独改築」、2つ目は「千駄木小学校・千駄木幼稚園の一体的改築」、3つ目は「千駄木小学校・千駄木幼稚園・文林中学校の一体的改築」これのどれにするか、ご意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(質疑なし)

それでは、全体を通して、長澤先生から何かございますか。

○長澤委員：今回の改築事業は、小学校単独か、小学校・幼稚園あるいは小学校・幼稚園・中学校同時かによって、業務のボリュームが大きく異なり、財政的にもすごく違いがあります。これについては、この会議の場で決定となるわけではなく、ここでの皆さんの意向を聞いた上で、それを十分反映するかたちで政策決定がされるという手順になるのだと思います。この段階で広く関係者の意見を聞きながら進めるという区の姿勢は、第三者的に申せば、高く評価できます。

この場で議論しておかなければならないこととして、今日出ていた仮設の問題や工事中に利用できる校庭の面積等、他にも色々あります。それが議事録に残り、基本構想に明記されることで、決定された後も、具体的に配置計画を検討する際や、次の段階として設計者を交えた検討においても考慮されることとなります。先程議論にダラダラ感があるというご意見もありましたが、出された意見がきちんと記録され、報告書としてまとめて次の段階につながることで、区民と言いますか、この地域の方々の意見を反映した形で計画が進むことになるので、私としては良い議論ができていると思っています。会議を振り返ると、押さえどころについての指摘がなされ、また、毎回全員が積極的に発言されており、それぞれまわりの関係者の意見を背負ってこの場に出席して伝えておられるように感じますし、よい議論ができているというのが率直な印象です。

今日は示された6案の中から配置を決めるというような雰囲気もありましたが、実際の計画では、今日くらいの情報では配置は決められません。そういう意味では、繰り返しですが、決定に当たって大事にしたい観点を出し合うというのが、今回の会議の目的であり、出された意見が次の段階に反映されていくということです。

今日の資料では各案ともひとまとめにされていますが、実際には何期かに分けて建設することになります。工期を分ける時に大事にすべきところが、今回の議論の中で意見として色々出されていたと思います。他にも、例えば、体育館がどの時期にもあるかとか、考えなければいけないことがたくさんあります。それはまた次の段階で考えることになります。ですから、次に決めるということでしたが、それと共にこれまで出された意見が次に配置を考える時に生かされるよう、取りまとめて示していただけるとよいと思いました。

○八木委員長：ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局：次回、第5回の検討委員会につきましては、来年3月頃を予定しております。また、前回と今回お配りした改築の範囲について、ご不明な点等ございましたら、事務局の方までご連絡いただきたいと思います。事務局としてはできる限りの対応させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。事務局からは、以上となります。

○八木委員長：皆様から何かございますか。なければこれで終了とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。寒い中、年末のところ、感謝を申し上げます。どうぞよいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

< 閉 会 >